

【様式2（施設単位）】実績報告様式

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

医療機関コード	
整理番号(交付決定通知に記載の整理番号(12桁))	

住 所	
氏名 (法人の場合は法人名・代表者の役職氏名)	
担当者氏名	
連絡先電話	
メールアドレス	

診療所等賃上げ支援事業 実績報告書（賃金改善報告書）

（実績報告概要）

施設名称			①:賃金改善に係る総事業費 ※(賃金改善に係る総事業費の内訳)の合計	
施設区分	(該当する番号を記載)	1 有床診療所(医科・歯科)3床以上 2 有床診療所(医科・歯科)2床以下 3 無床診療所(医科・歯科) 4 訪問看護ステーション 5 保険薬局(1店舗以上5店舗以下) 6 保険薬局(6店舗以上19店舗以下) 7 保険薬局(20店舗以上)	②:その他の収入 (賃金改善に当該支援金以外の補助金等を重複して充てた場合)	
			③:補助対象経費(①－②) ※千円未満切捨て	
			④:交付決定額 ※交付決定通知に記載の金額	
			⑤:補助確定額 ※③と④の低廉な方 千円未満切捨て	
令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料届出の有無 (該当に○)	有 ・ 無		⑥:返還額 ※④－⑤	
補助金返還の有無(該当に○)	有 ・ 無			

(賃金改善に係る総事業費の内訳)

※必ず記載してください。
この欄が0円または空欄の場合、6月1日以降賃金改善を継続していないと評価され、全額返還になる可能性があります。

令和7年12月分から令和8年5月分までの6ヶ月における賃金改善	記入力欄 (職員・職種・役職によって異なる場合は、総額を変えずに、かつ対象職員全員が同じ金額だけ改善された場合に計算しなおして記入してください)				賃金改善の総額	
施設単位の賃金改善(合計)の内容	ア 対象人数 (常勤換算数)	イ 月額または 月額換算額	ウ 月数 最大6月	令和8年6月1日以降の 賃金改善水準(比較対象 は給付金による賃金改善 前の水準)	賃金改善の額 (給付金を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間に基本給の引き上げによる賃金改善を行った額)	
基本給の引き上げ					ア×イ×ウ＝	円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ (ベースアップ評価手当の増額など)					ア×イ×ウ＝	円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)					ア×イ×ウ＝	円
一時金または特別手当				←「一時金または特別手当」のみ、令和7年12月分から令和8年3月分までの最大4か月	ア×イ×ウ＝	円
■アは、「月数の期間中における対象職員数の延べ人数」÷「ウ月数」 例：(4月の対象職員100名＋5月の対象職員100名)÷2ヶ月 ■イは、ウの期間中における賃金改善の総額÷対象職員数の延べ人数で算出可能 例：2,000,000円÷(4月の対象職員100名＋5月の対象職員100名) ■常勤換算を行った場合に、小数点以下が生じた場合であっても四捨五入や切り捨て・切り上げ等は不要です。(ベースアップ評価料における取扱いと同様)					令和7年度に2.0%を上回るベースアップをすでに実施していた場合で、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分の補てんに本給付金を充てた場合は、別紙の様式3にて算定した金額を右の欄に記載してください	円

ここからは、支援金を活用した、個別職種の賃金改善の内容について記載してください。
国の政策上の必要性から把握するものであり、補助金の交付額には影響しません。職種ごとの賃金改善の総額と「賃金改善に係る総事業費の内訳」の総額が一致しなくても差し支えありません。賃金改善を行った職種のみご回答ください(該当がない職種は空欄で可)。

【施設区分ごとの報告対象職種】

医科・歯科診療所	訪問 S T	薬局
(1) 看護職員等 (保助看＋準看) (歯科除く) (2) 40歳未満の勤務医師・ 勤務歯科医師 (3) 事務職員 (4) 看護補助者 (歯科除く) (5) 薬剤師 (歯科除く) (7) 歯科衛生士 (歯科のみ) (12) その他の対象職種 (リハビリ職等)	(1) 看護職員等 (保助看＋準看) (8) リハビリ職 (※1) (理学療法士・作業療法士・ 言語聴覚士) (9) 理学療法士 (※2) (10) 作業療法士 (※2) (11) 言語聴覚士 (※2) (3) 事務職員 (4) 看護補助者 (12) その他の対象職種	(6) 40歳未満の 勤務薬剤師 (3) 事務職員

(※1) リハビリ職について常勤(換算しない)10人以上を雇用している場合は必ず記載

(※2) それぞれの職種について単独の賃金表がある場合は必ず記載。

(個別職種ごとの賃金改善の内容)

(1)看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)〔医科診療所、訪看ST〕

上記職種単位の賃金改善の内容	ア 対象人数 (常勤換算数)	イ 月額または 月額換算額	ウ 月数 最大6月	令和8年6月1日以降の 賃金改善水準(比較対象 は給付金による賃金改善 前の水準)	賃金改善の額 (給付金を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間に基本給の引き上げによる賃金改善を行った額)	
基本給の引き上げ	人	円	月	円	ア×イ×ウ＝	円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ (ベースアップ評価手当の増額など)	人	円	月	円	ア×イ×ウ＝	円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)	人	円	月		ア×イ×ウ＝	円
一時金または特別手当	人	円	月	←「一時金または特別手当」のみ、令和7年12月分から令和8年3月分までの最大4か月	ア×イ×ウ＝	円

(2)40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師〔医科・歯科診療所〕

上記職種単位の賃金改善の内容	ア 対象人数 (常勤換算数)	イ 月額または 月額換算額	ウ 月数 最大6月	令和8年6月1日以降の 賃金改善水準(比較対象 は給付金による賃金改善 前の水準)	賃金改善の額 (給付金を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間に基本給の引き上げによる賃金改善を行った額)	
基本給の引き上げ	人	円	月	円	ア×イ×ウ＝	円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ (ベースアップ評価手当の増額など)	人	円	月	円	ア×イ×ウ＝	円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)	人	円	月		ア×イ×ウ＝	円
一時金または特別手当	人	円	月	←「一時金または特別手当」のみ、令和7年12月分から令和8年3月分までの最大4か月	ア×イ×ウ＝	円

(3)事務職員〔医科・歯科診療所、訪看ST、薬局〕

上記職種単位の賃金改善の内容	ア 対象人数 (常勤換算数)	イ 月額または 月額換算額	ウ 月数 最大6月	令和8年6月1日以降の 賃金改善水準(比較対象 は給付金による賃金改善 前の水準)	賃金改善の額 (給付金を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間に基本給の引き上げによる賃金改善を行った額)	
基本給の引き上げ					ア×イ×ウ＝	円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ (ベースアップ評価手当の増額など)					ア×イ×ウ＝	円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)					ア×イ×ウ＝	円
一時金または特別手当				←「一時金または特別手当」のみ、令和7年12月分から令和8年3月分までの最大4か月	ア×イ×ウ＝	円

(4)看護補助者〔医科診療所、訪看ST〕

上記職種単位の賃金改善の内容	ア 対象人数 (常勤換算数)	イ 月額または 月額換算額	ウ 月数 最大6月	令和8年6月1日以降の 賃金改善水準(比較対象 は給付金による賃金改善 前の水準)	賃金改善の額 (給付金を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間に基本給の引き上げによる賃金改善を行った額)	
基本給の引き上げ					ア×イ×ウ＝	円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ (ベースアップ評価手当の増額など)					ア×イ×ウ＝	円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)					ア×イ×ウ＝	円
一時金または特別手当				←「一時金または特別手当」のみ、令和7年12月分から令和8年3月分までの最大4か月	ア×イ×ウ＝	円

(5)薬剤師【医科診療所】 ※施設区分が薬局の場合は、(6)40歳未満の勤務薬剤師で回答してください。

上記職種単位の賃金改善の内容	ア 対象人数 (常勤換算数)	イ 月額または 月額換算額	ウ 月数 最大6月	令和8年6月1日以降の 賃金改善水準(比較対象 は給付金による賃金改善 前の水準)	賃金改善の額 (給付金を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間に基本給の引き上げによる賃金改善を行った額)	
基本給の引き上げ					ア×イ×ウ＝	円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ (ベースアップ評価手当の増額など)					ア×イ×ウ＝	円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)					ア×イ×ウ＝	円
一時金または特別手当				←「一時金または特別手当」のみ、令和7年12月分から令和8年3月分までの最大4か月	ア×イ×ウ＝	円

(6)40歳未満の勤務薬剤師【薬局】

上記職種単位の賃金改善の内容	ア 対象人数 (常勤換算数)	イ 月額または 月額換算額	ウ 月数 最大6月	令和8年6月1日以降の 賃金改善水準(比較対象 は給付金による賃金改善 前の水準)	賃金改善の額 (給付金を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間に基本給の引き上げによる賃金改善を行った額)	
基本給の引き上げ					ア×イ×ウ＝	円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ (ベースアップ評価手当の増額など)					ア×イ×ウ＝	円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)					ア×イ×ウ＝	円
一時金または特別手当				←「一時金または特別手当」のみ、令和7年12月分から令和8年3月分までの最大4か月	ア×イ×ウ＝	円

(7) 歯科衛生士〔歯科診療所〕

上記職種単位の賃金改善の内容	ア 対象人数 (常勤換算数)	イ 月額または 月額換算額	ウ 月数 最大6月	令和8年6月1日以降の 賃金改善水準(比較対象 は給付金による賃金改善 前の水準)	賃金改善の額 (給付金を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間に基本給の引き上げによる賃金改善を行った額)	
基本給の引き上げ	人	円	月	円	ア×イ×ウ＝	円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ (ベースアップ評価手当の増額など)	人	円	月	円	ア×イ×ウ＝	円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)	人	円	月		ア×イ×ウ＝	円
一時金または特別手当	人	円	月	←「一時金または特別手当」のみ、令和7年12月分から令和8年3月分までの最大4か月	ア×イ×ウ＝	円

(8) リハビリ職種(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)〔訪問ST〕※リハビリ職について常勤(換算しない)10人以上を雇用している場合は必ず記載

上記職種単位の賃金改善の内容	ア 対象人数 (常勤換算数)	イ 月額または 月額換算額	ウ 月数 最大6月	令和8年6月1日以降の 賃金改善水準(比較対象 は給付金による賃金改善 前の水準)	賃金改善の額 (給付金を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間に基本給の引き上げによる賃金改善を行った額)	
基本給の引き上げ	人	円	月	円	ア×イ×ウ＝	円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ (ベースアップ評価手当の増額など)	人	円	月	円	ア×イ×ウ＝	円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)	人	円	月		ア×イ×ウ＝	円
一時金または特別手当	人	円	月	←「一時金または特別手当」のみ、令和7年12月分から令和8年3月分までの最大4か月	ア×イ×ウ＝	円

(9)理学療法士〔訪看ST〕 ※理学療法士単独の賃金表がある場合は必ず記載

上記職種単位の賃金改善の内容	ア 対象人数 (常勤換算数)	イ 月額または 月額換算額	ウ 月数 最大6月	令和8年6月1日以降の 賃金改善水準(比較対象 は給付金による賃金改善 前の水準)	賃金改善の額 (給付金を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間に基本給の引き上げによる賃金改善 を行った額)	
基本給の引き上げ					ア×イ×ウ＝	円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ (ベースアップ評価手当の増額など)					ア×イ×ウ＝	円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上 げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負 担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しい は上記に含めてください。)					ア×イ×ウ＝	円
一時金または特別手当				←「一時金または特別手 当」のみ、令和7年12月 分から令和8年3月分ま での最大4か月	ア×イ×ウ＝	円

(10)作業療法士〔訪看ST〕 ※作業療法士単独の賃金表がある場合は必ず記載

上記職種単位の賃金改善の内容	ア 対象人数 (常勤換算数)	イ 月額または 月額換算額	ウ 月数 最大6月	令和8年6月1日以降の 賃金改善水準(比較対象 は給付金による賃金改善 前の水準)	賃金改善の額 (給付金を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間に基本給の引き上げによる賃金改善 を行った額)	
基本給の引き上げ					ア×イ×ウ＝	円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ (ベースアップ評価手当の増額など)					ア×イ×ウ＝	円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上 げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負 担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しい は上記に含めてください。)					ア×イ×ウ＝	円
一時金または特別手当				←「一時金または特別手 当」のみ、令和7年12月 分から令和8年3月分ま での最大4か月	ア×イ×ウ＝	円

(11)言語聴覚士〔訪看ST〕※言語聴覚士単独の賃金表がある場合は必ず記載

上記職種単位の賃金改善の内容	ア 対象人数 (常勤換算数)	イ 月額または 月額換算額	ウ 月数 最大6月	令和8年6月1日以降の 賃金改善水準(比較対象 は給付金による賃金改善 前の水準)	賃金改善の額 (給付金を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間に基本給の引き上げによる賃金改善を行った額)	
基本給の引き上げ					ア×イ×ウ＝	円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ (ベースアップ評価手当の増額など)					ア×イ×ウ＝	円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)					ア×イ×ウ＝	円
一時金または特別手当				←「一時金または特別手当」のみ、令和7年12月分から令和8年3月分までの最大4か月	ア×イ×ウ＝	円

(12) (1)～(11)職種以外の職員(その他職員)〔全施設〕※(1)～(11)以外の職種の賃金改善状況(給付金を活用したもの)を記載してください。職種ごとの報告が困難な場合も当欄にまとめて記載してください。

上記職種単位の賃金改善の内容	ア 対象人数 (常勤換算数)	イ 月額または 月額換算額	ウ 月数 最大6月	令和8年6月1日以降の 賃金改善水準(比較対象 は給付金による賃金改善 前の水準)	賃金改善の額 (給付金を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間に基本給の引き上げによる賃金改善を行った額)	
基本給の引き上げ					ア×イ×ウ＝	円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ (ベースアップ評価手当の増額など)					ア×イ×ウ＝	円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)					ア×イ×ウ＝	円
一時金または特別手当				←「一時金または特別手当」のみ、令和7年12月分から令和8年3月分までの最大4か月	ア×イ×ウ＝	円

【様式3(施設単位)】
実績報告様式別紙

【2.0超部分に充てる場合の算定シート】

(注)本算定シートは実施要綱で定めている「令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができる。」という例外的な運用を行った場合のみ作成してください。

1名あたり平均額 (対象職員・対象職種・役職によって異なる場合は加重平均してください)								賃金改善の総額(E×F×G)
賃金改善の内容(※)	A 令和7年3月31日時点の賃金水準(月額)	B 令和7年度中の賃金改善額(月額)	C 令和7年度中の賃金改善割合(B÷A×100)	D 本事業の支給額を充てられる上限月額(C-2.0)×A	E 本事業の支給額を充てる月額(Dの範囲内)	F 本事業の支給額を充てる期間(最大:令和7年12月～令和8年5月の6ヶ月)	G 対象人数(常勤換算数)	
令和7年度の対象職員の基本給の引き上げ分について、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分	円	円	%	円	円	月	人	円
令和7年度の対象職員の毎月決まって支払われる手当の引き上げ分について、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分	円	円	%	円	円	月	人	円
(充てた場合のみ記載) 上記の2.0%を上回る部分に伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分を含む。)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)								円

(※)計算方法は例えば下記の方法が考えられますが、対象とする賃金改善の内容や職員・職種の範囲は病院ごとに判断して計算いただくようお願いいたします。
例1:対象職員全体の賃金水準加重平均額をR7.3.31時点とR7.12.1以降とで比較し、R7.12月からR8.5月までの間の2.0%を上回る分に充てる。
例2:上記を職種別に比較し、2.0%を上回っている職種についてのみ、上回る分に充てる。
例3:対象職員ごとに比較し、2.0%を上回っている職員についてのみ、上回る分に充てる。